

災害時の乳幼児栄養救援活動と授乳のあり方

資料作成：本郷寛子, IBCLC 母と子の育児支援ネットワーク

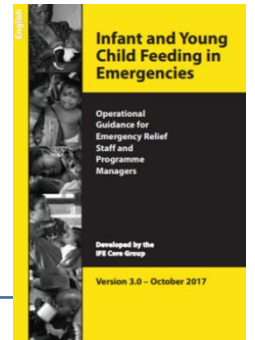
(1) 災害時の乳幼児栄養救援活動の国際ガイドラインが求めていること

「災害時における乳幼児の栄養：災害救援スタッフと管理者のための活動の手引き」

↑日本語訳は https://jal-net.jp/dl/OpsG_Japanese_Screen.pdf よりダウンロード

(原題：Infant and Young Child Feeding in Emergencies: Operational Guidance for Emergency Relief Staff and Programme Managers version 3.0, 2017) *1

⇒WHO「母乳代用品のマーケティングに関する国際規準」(WHO コード：4 ページ参照)と世界保健総会決議を遵守した方針を策定 (WHO「乳幼児食品の不適切な販売促進をやめる指針」(2016)*2と整合性をもたせた法制と方針を確立)



ポイント

- スタッフのトレーニング・活動コーディネート・評価 (アセスメント) モニタリング
- 複数のセクターの介入を統合し、最適な乳幼児栄養を保護・推進・支援

母乳育児支援

- すべての新生児に早期から母乳だけを開始
- 6 ヶ月未満の乳児が母乳だけで育てられ、6 ヶ月から 2 歳以上の乳幼児は母乳育児が継続できるよう保護、推進、支援

母乳を飲んでいない乳児

- 栄養ニーズを満たし、リスクを最小限に
- 母乳分泌再開 (母乳復帰)、もらい乳、ドナー母乳
- 乳児用ミルクは個別にニーズをアセスメントし必要な限り継続的に供給

- 乳児用ミルク栄養のリスクを最小限に

母乳代用品や器具 (乳児用ミルク、哺乳びん、搾乳器) の寄付はしないし受け入れない

母乳代用品の取り扱い

- 製品表示 (ラベル) は「国際規準」を遵守 (重要項目・注意点)
- 粉ミルクは無菌ではないので 70°C 以上の湯で調乳
- 液体ミルクは開封前なら殺菌されているが適切使用と細心の貯蔵、哺乳容器の衛生はリスクを最小限にするために必須

母乳代用品、関連用品の調達と支援

- 購入、用途を指定した配給券、現金給付プログラム、燃料・水・関連用品は入手できるか、哺乳びんの使用回避、コップ使用、哺乳びん交換制度

母乳代用品の配布

- 一律に配布をしない、販売促進をしない、十分な母乳育児相談と支援

<参考>

『人道憲章と人道対応に関する最低基準』(スフィア基準) および『人道行動における子どもの保護の最低基準』においても、災害時の乳幼児栄養に関してはこの国際ガイドラインに従うようにという記述がある。



*1: 「国連児童基金 (UNICEF)、世界保健機構 (WHO)、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、国際連合世界食糧計画 (WFP) などの国連機関と緊急救援活動に取り組む NGO や専門家による国際連携で作成された。

*2: 2016 年の世界保健総会で合意された「乳幼児食品の不適切な販売促進をやめる指針」は、政府のプログラム、NGO、企業による乳幼児食品の販売促進にも適用される。

(2) 母親への個別性のあるサポート体制が不可欠

注：母親の割合%は乳児栄養調査（厚労省, 2015）より

すべての母親への援助（100%）

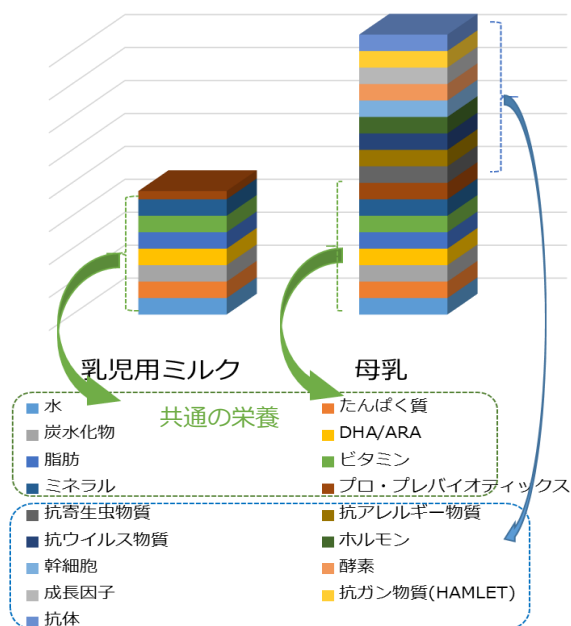
- ・ 乳児と母親を引き離さない
- ・ 安心して授乳・安全に調乳できる場の確保
- ・ 乳児用ミルクは専門家の助言により必要な場合のみ安全性に気を付けて使う製品：一律配布しない
- ・ 平常時も災害時も WHO「母乳代用品のマーケティングに関する国際規準」（4 ページ参照）を遵守

災害前と災害後（現在）の栄養法のアセスメント

1. 母乳だけで育てている母親（51 - 54%）

- ・ 母乳で育てることに自信をもたせるようなエモーショナル・サポート
 - ① ストレスで母乳の分泌はとまらない（流れだすのが遅くなるのは一時的）（3 ページ参照）
 - ② 一時的に食物不足でも母乳で十分栄養がとれると母親に伝え安心させる
 - ③ 傾聴・受容・母親どうしのピアサポート
 - ④ 母乳に関する心配ごとがある場合の専門的援助
- ・ 優先的に母親に栄養を
- ・ 乳児用ミルクは母乳分泌に影響するので母乳だけで育てている母親に配布しない（3 ページ参照）

乳児用ミルクと母乳の成分



小さじ一杯(5 cc)の母乳には、
菌を殺す細胞が 300 万含まれる

2. 母乳をあげながら乳児用ミルクも併用している母親（27 - 45%）⇒ 母乳育児継続支援

- ・ 母乳をあげ続けることに自信をもたせるようなエモーショナル・サポート
 - ① ストレスで母乳の分泌はとまらない（流れだすのが遅くなるのは一時的）
 - ② 一時的に食物不足でも母乳で十分栄養がとれると母親に伝え安心させる
 - ③ 傾聴・受容・母親どうしのピアサポート
 - ④ 母乳量を増やしたい母親への専門的援助
- ・ 優先的に母親に栄養を、赤ちゃんに必要な分の乳児用ミルクを
- ・ 安全な調乳・授乳の確認
- ・ 紙コップ授乳、もしくは哺乳びん交換制度
- ・ 乳児用ミルクは常温(25°C*以下)で安全に貯蔵し、必要としなくなるまで継続的に支給

*日本工業規格（JIS）では常温を 5°C～35°Cとしている。特に液体ミルクは高温だとたんぱく質が変質する懸念

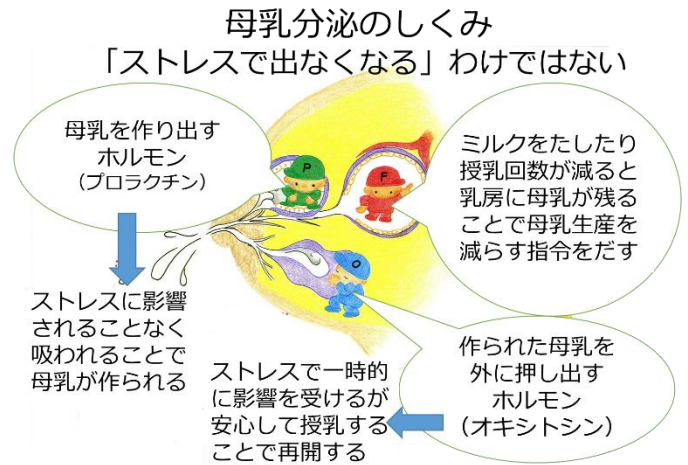
3. 乳児用ミルクのみで育てている母親（4 - 19%）

- ・ 災害時は病気が蔓延しやすいので母乳を飲んでいない赤ちゃんは特別に配慮（医療体制と連携）
- ・ 優先的に赤ちゃんに乳児用ミルクを
- ・ 安全な調乳・授乳の確認
- ・ 紙コップ授乳、もしくは哺乳びん交換制度
- ・ 母乳分泌の再開を考えている場合は特別な援助
- ・ 乳児用ミルクは常温(25°C*以下)で安全に貯蔵し、必要としなくなるまで継続的に支給

(3) よくある質問

Q. 災害時に母乳がストレスで出なくなるって本当？

A. ストレスで一時的に母乳の流れが止まるしくみが働く可能性はありますが、母乳は吸われると乳房内で作られ続け、母乳の流れも再開するようにできています。大切なことは、安心して授乳できる環境をつくることです。授乳回数が減ったりミルクを飲む量が増えたりするとその分母乳は生産を減らします。妊娠中・授乳中の方が、自信を持てる支援や相談先を提供することが重要です。

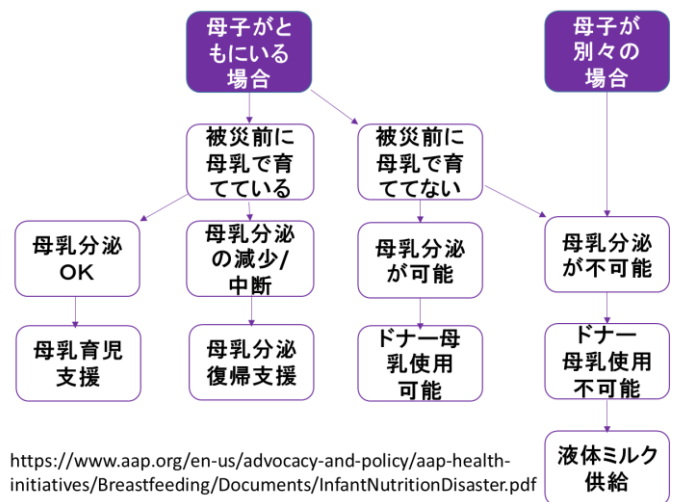


出典：『お母さんも支援者も自信がつく母乳育児支援コミュニケーション術』南山堂

Q. 液体ミルクがある国での災害時に必要な乳幼児の栄養の支援はどうなっているの？

A. アメリカ小児科学会のガイドラインによると、被災前の栄養法を聞いたうえで、母乳育児継続もしくは復帰を支援します。母子が別々の場合などにより母乳分泌が不可能な場合は、もらい乳を考慮し、それも不可能な場合のみ液体ミルクを供給します。

アメリカ小児科学会のガイドライン (2015)



<https://www.aap.org/en-us/advocacy-and-policy/aap-health-initiatives/Breastfeeding/Documents/InfantNutritionDisaster.pdf>

災害時の乳幼児栄養 (米国保健福祉省, 2013)

どうして災害時に母乳育児継続が重要なのか:

- 短時間でも授乳中断すると(母子の心身に)悪影響。
- 災害時に汚染された水の使用リスクから乳児を守る。
- 避難家族にとって命とりになる呼吸器疾患や下痢にかかりにくくなる。
- 母乳はいつでも飲ませられ、ほかの器具が不要。

<https://www.acf.hhs.gov/ohsepr/resource/infant-feeding-during-disasters>

どうしたら援助できるか:

- 母乳に詳しい医療専門家にかかりやすいようにする。
- 妊娠中・授乳中の女性が安心して過ごせる場所をつくる。
- 母乳をあげることで乳児は十分栄養がとれると母親に伝え安心させる。
- 家族を一緒にし、ばらばらにしない。
- 授乳中の母親に水と食料を提供する。
- 代用が必要な場合、使い捨てコップに乳児用液体ミルクを入れて与える。

「国際規程」の主な条項の要約

すべての赤ちゃんに安全で十分な栄養を供給するために〜



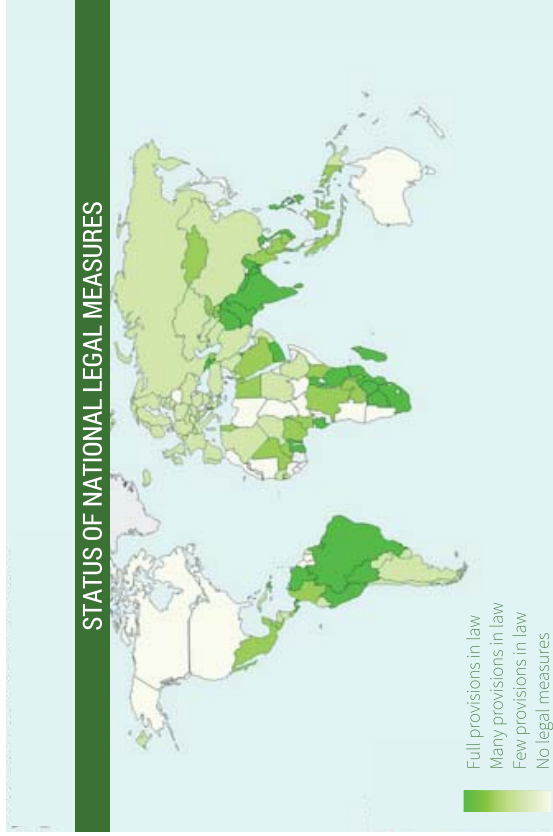
目的

母乳育児を保護・推進^(注)し、「必要な場合には、適切な情報に基づき、公正妥当なマーケティングと支給を通じて母乳代用品が適切に用いられること」を保証し、それにより乳児に対する安全で十分な栄養の供給に寄与することである。



成り立ち

1950年代から企業の不適切な販売促進により多くの乳児の命が奪われたことから1970年代から批判の聲が高まり1981年に世界保健総会で成立。



<http://apps.who.int/iris/handle/10665/272649> より再構成

(注) 現在の日本では母乳育児の利点の多くが子育て世代には広く知られており、9割以上の母親が母乳で育てたいと願っています。その願いをかなえるために環境を整える努力をするのは母親ではなく、社会の役割です。「母乳育児の推進」というと、母親に対して「母乳で育てるように推進」するかのようには思われがちですが、母乳育児を推進する対象は母親ではなく、むしろ母親を取り巻く社会にあるといえます。この国際規程は国際的に通用するように作られており、企業および政府に適用されます。

作成：三宮理恵子, IBCLC

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

母乳代用品（母乳の代用としてマーケティングされたり表現されているあらゆる製品）、哺乳びんや人工乳首の宣伝・広告をしない

試供品の提供や、無料もしくは低価格での供給をしない

保健医療施設の中で、もしくは通して、製品の販売促進をしない

営業担当者（助言したり教えたりするため企業に雇われている保健医療従事者も含む）と母親は接触しない

保健医療従事者やその家族に贈り物をしたり、個人的に試供品を提供したりしない

製品表示ラベルは適切な言語で記されるべきで、人工栄養法を理想化するような言葉や絵・写真を用いない

保健医療従事者への情報は科学的で事実に基づくものだけにする

政府は、乳幼児栄養に関して、客観的で首尾一貫した情報が提供されるよう保証する

製品表示ラベルも含め、人工栄養法についての全ての情報は、必ず母乳育児の利点を説明し、人工栄養のコストや不適切な使用方法によるリスクを説明すべきである

不適切な製品は乳児用として販売促進してはならない

全ての製品は高品質であるべきで、使われる国の気候や貯蔵状況を考慮する

製造業者も流通業者も、政府が実施のための行動をとっていないかどうかにかかわらず、国際規程（とその後の乳幼児栄養に関する世界保健総会決議）に従う